

揺らぐ国政選挙への信頼 —選挙後暴力後のケニア—

津田 みわ

東アフリカに位置する旧イギリス領の国、ケニア共和国（以下、ケニア）。一九六三年に独立し、一九九一年に民主化を果たして今年で二五年目となる、新興民主主義国のひとつである。このケニアで、選挙の典型的な風景といえば、五年おきに開かれる国政選挙の日に投票所に行ける長蛇の列だ。「スラム」といわれる低所得者居住地域であれ、大臣や外交官の邸宅が並ぶ高級住宅街であれ、行列ができることにはかわりがない（写真）。その映像は、BBCなど国際メディアでもケニアの選挙報道で決まって使われる。「行列」は、民主化後のケニアにおける選挙のひとつのアイコンになってきたのである。

早朝から辛抱強く投票の順番を待つたくさんの人々。そこから想像できるように、ケニアのこれ

までの国政選挙では、投票率は高まる一方であり、一番最近に行われた二〇一三年の大統領選挙で、その値はついに八六％に達した。暴力的に人々が動員されての数値ではない。ケニアでは、大統領、国会議員らが、ほぼ五年に一度開かれる同日選挙で国民の直接投票によって選出される仕組みがとられている。いずれも有権者は一八歳以上の男女、一人一票による秘密投票であり、投票するしないは自由である。

●集計段階での混乱

選挙当日の投票と開票の段階までに限るなら、民主化後ケニアの国政選挙はかなり平和に行われてきた。まったく混乱がなかったわけではないが、国内の選挙監視団もイギリス連邦など国際的な選挙監視団も、投票票段階までは相

当程度に自由で公正、そして平和裡に選挙が行われてきたとの見解で一致してきた（たとえば参考文献①）。

しかし、最近一〇年間の国政選挙では、投票票のあと、すなわち首都のナイロビに置かれた選挙管理委員会（以下、選管）本部における集計以後の段階で、大規模な紛争や混乱が残念ながらくりかえし発生してきた。

二〇〇二年、ケニアでは野党側の大同団結が実を結び、独立後初めて選挙による政権交代が起こり、M・キバキ大統領を首班とする新政権が誕生した。しかし、キバキ政権は、その後五年間の政権運営において、民主的な新憲法の早期制定など重要な公約を放棄し、大統領が属する民族——キクユ——びいきとみられがちな政治を行うなど、大同団結結成の理念から逸

脱していった。結果、二〇〇七年選挙時点の政権への支持は、キバキ大統領の出身地域とその周縁にほぼ限定されていた。

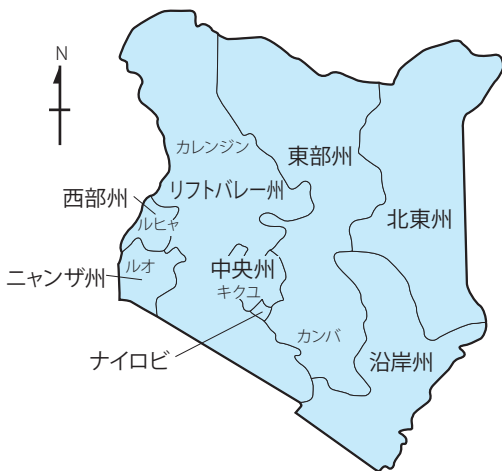
●「選挙後暴力」の発生

最悪の武力紛争が発生したのは、このキバキ大統領の再選が問われた二〇〇七年末の大統領選挙において、集計結果が発表された直後であった。ケニアの国会議員選挙区は全国（国土面積は日本の約一・五倍）を百数十〜数百に細分して設けられてきており、国会議員については選挙区のレベルで得票が集計された段階で当選者が事実上確定する。一方、大統領については全国一区であり、全国の投票結果をすべて集計し、得票数で一位、



ナイロビの高級住宅街。投票を待つ有権者たち（2007年12月27日増古剛久氏撮影）

図1 ケニアの州（～2010年）と主な民族



(注) 1) 州県制は2010年の新憲法制定によって廃止され、以後は1990年代の県区分に基づいて設置した47のカウンティを単位とする地方分権制が敷かれている。
 2) 民族名は、2009年国勢調査時にケニア総人口に対する比率が10%以上のもののみを記した。
 (出所) 津田みわ「2007年ケニア総選挙後の危機」『アフリカレポート』No.47、3ページを一部改訂。

かつ全国八州（当時）のうち五州以上の得票率が二五%以上あるかどうか——この二つが大統領の当選要件だった——を確認する必要があった。

その確認作業にあたってきたのが、ナイロビの選管本部だった。二〇〇七年一二月、この選管本部での集計プロセスで、集計結果の不正な操作疑惑が発生したのだ。投票から数日が経過しても、選管本部は大統領選挙の集計結果をなかなか発表しなかった。選挙監視団は、通例に従い投票所や選挙区レベルの集計所だけでなくナイロビの選管本部にも立ち入ることができたが、このときは投票から数日間わたって選管本部から

閉め出された（参考文献①）。一方で、選挙区レベルの集計結果は時々刻々と報道されており、当時の野党側が国会での最大議席を獲得したことが早々と確実になった。加えて、与党側の現職閣僚多数が国会議員選挙で落選確定であることも続々と報じられ、野党側優位で選挙結果が出そろいつつあった。さらには、選管本部による集計の暫定速報でも、野党側で最有力だったR・オディンガ大統領候補が数十万票の規模でリードしていると伝えられた。大統領選挙の最終的な集計結果の発表前ではあったが、選挙戦はこの段階ではオディンガ候補の勝利と政権交代が必至の様相を呈していた。

ところが、投票から三日が経過した一二月三〇日午後、選管委員長は、突如として国営テレビに出演し、現職のキバキ大統領が僅差でオディンガ候補を下して再選したと発表した。「キバキ再選」という結果発表は、多くの野党支持者にとっては青天の霹靂

だったといえる。発表の直後から、選挙に不正があったとして首都ナイロビをはじめ多くの都市部で暴動が自然発生した。現職支持とみられた住民——その多くはキバキ大統領と同じキクユ人だった——が襲われ、命を落とした。農村部でも、キクユ人の入植世帯が襲撃された。一方、野党支持者に対して警察・治安組織は過度な鎮圧を行い、銃弾を受けて数百人が亡くなった。キクユ人の一部が構成する過激な自警団は、野党支持者とみられる住民——野党側のオディンガ大統領候補と同じルオ人、その他ルヒヤ人など——を襲撃した（民族名などは図1参照）。

●様々な改革努力

後に「選挙後暴力」(PEV)と呼び慣らわされていくこの紛争は、ケニアの独立史上最悪の規模となり、少なくとも一三三三人が死亡した。放火や排斥などで自宅に戻れなくなった国内避難民も、一時六五万人に達した。国際調停が功を奏し、紛争は数カ月で何とか収束したものの、その後のケニアは現在もなお、国民和解のための長い道のりをたどっている。再度の紛争を抑止するための

様々な試みのなかで、暫定憲法の下でキバキを大統領とし野党側のオディンガを首相とする大連立政権が、二〇〇八年に発足した。この暫定政権下で、二〇一〇年には抜本的に新しい憲法（以下、新憲法）の制定にケニアはこぎつけた。新憲法では、紛争の重要な原因とみられた大統領への権力一局集中の解消が試みられ、二〇〇七年選挙の運営に失敗したといつてよい当時の選管——全員を大統領が任命していた——は解散となった。かわりに新憲法の規定に沿い、独立の人選委員会による公募と選定および国会下院の承認を経て、新委員長と八人のコミッションナーで構成される新しい「独立選挙管理・選挙区確定委員会」(以下、新選管)が結成された。

選挙に関し、新憲法では大統領の当選要件もあらためられ、広範囲での一定以上の得票という枠組みは維持された一方で、これまでのように立候補した候補者の中で最大の得票であれば当選とするのではなく、投票総数の過半の得票を義務づけた。要件を満たさない場合は上位二人の決選投票でより多く得票した候補が当選するものとされた。新選管のもとではその

他、有権者登録と集計プロセスで、紙ベースだけではなく電子媒体の併用が試みられた。選挙区レベルから選管本部へと開票結果が伝達される過程で数字に齟齬の生じた二〇〇七年選挙の教訓に学んだうえででの改革であった。

●再発した集計段階での混乱

ところが、何重にも試みられたこれらの改革努力が実を結んだかといえば、答えは芳しくない。集計段階での混乱は、次の大統領選挙でも再び繰り返されたのである。

二〇一三年三月、新憲法の下で紛争後初の大統領選挙——上下国会議員などもあわせた同日選——が実施された。関心の高さから、投票率は冒頭で触れたように八六%と過去最高の値に達し、投票所の長い行列という選挙の風景がいつもどおりみられた。紛争後初めての国政選挙だったにもかかわらず、「伝統」どおり、投票・開票のプロセスまでは平和裡に進んだことは、改革努力の重要な事実だったといえるのかもしれない。しかし、このときもやはり、ナイロビの新選管本部において全国レベルの集計が行われる段階になって、大きな混乱が生じてしまった。

電子化され、自動的に集計されて速報されるはずだった大統領選挙結果だったが、投票日翌日の夕方になっても新選管のウェブサイトで表示される開票率は四割にとどまった。表示によれば、現職キバキ大統領の支持を受け、キバキと近い支持基盤をもったU・ケニヤッタ候補の得票率が五三%、二〇〇七年選挙に続き野党側候補として最大の支持率を誇ったオデインガ候補の得票率が四二%であった。結局、ウェブサイトの更新はこの時点で予告なく停止し、同日夜、新選管は電子集計システムに不備があったと発表して集計を手動に切り替えた。

混乱はこれで終わらなかった。この夜の発表で新選管は、各候補の得票率について、本来ならすべての投票を母数として産出されるべきだったにもかかわらず、これまで速報していた投票率は、総投票数から誤って無効票を除いて計算されていたものだった、と発表した。

開票率四割の時点でのケニヤッタ候補の得票率は五〇%をわずかに超えたのみとされていたが、母数が大きくなればそれだけ最終的な過半数超えは難しくなる。新憲

法では、過半の票を得られなければ決選投票となり、ケニヤッタはオデインガと一騎打ちしなくてはならなくなる。決選投票となればオデインガ側は野党票の集集を期待できる。ケニヤッタ候補が初回到過半数をとれるか否かは、結果を左右する重大性を帯びていた。その重要な計算方法を、新選管が間違えていた、という発表であった。大統領選挙の集計は大混乱の様相を呈していった。

最終的な大統領選挙の結果発表は、集計の手動への切り替えからさらに数日後となった。新選管は、総投票数（一二三三万二八票）に占めるケニヤッタの得票率が五〇・〇七%で過半に達したとしてケニヤッタの当選を発表した。次点はオデインガで得票率は四三・三二%と発表された。ケニヤッタの得票（六一七万三四三三票）は、過半をわずか八〇〇〇票ほど越えたに過ぎない。しかも、これに至る新選管本部での集計過程はきわめて混乱していた。オデインガ側にとつて結果の受入は困難であり、オデインガ側は、集計に不備があったなどとして大統領選挙結果への不服を最高裁判所に申し立てた。

●加速する社会不安

オデインガ側が支持者に対し、法を守り民主主義の手続きに従おうと呼び掛けたこともあり、表立った暴力は基本的に回避された。

しかし、この集計プロセスの混乱以後、ケニア社会では、オデインガ（ルオ人）支持か、ケニヤッタ（キクユ人）支持かをめぐって、フェイスブックなどのSNSを中心に民族的なヘイトスピーチが日常的に繰り返されるようになった。紛争の再発につながるとして、こうした傾向を諫めようとする大手新聞紙上での論説や、国民和解に携わる国内・国際機関双方からのメッセージなどが多数出されたが、目立った効果は現れなかった。申し立てから二週間後、最高裁がケニヤッタ候補の当選を支持するとの判断を示すと、オデインガは記者会見で「不満ながらも司法判断には従う」と述べて結果を受け入れた。ここでも表立った暴力は回避された。しかし、判決の中で最高裁は、大統領の当選要件である「投票総数」のなかに無効票は含まれないとする疑惑の判断を下した。最高裁判断によれば、新選管の発表よりも計算の母数はさらに減ることとなり、ケニヤッタ

候補の得票率は五〇・〇七%でなく、過半数をさらに大きく超えることになる。ゆえにケニヤッタの当選は揺るがないというのが最高裁の判断であった。

これで果たして司法が中立だといえるのか——憲法解釈の面で疑問の残る見解として、判決は直後から法曹家を含め広範な層から批判を受けた。野党支持者を中心に、以後は司法の中立性にすら疑義が呈される結果となった。

さらには、新選管の中立性についても、国際監視団が集計の不備を指摘したことに加え、投票を数学的・統計的に分析した複数の学術研究が、ケニヤッタ候補を有利にするような集計過程での水増しが想定されるとの結論で一致した(参考文献②、③、④)。現在のケニアは、紛争後の制度改革により中立性を高めたはずだった新選管だけでなく、司法のトップである最高裁についても、共に信頼性が損なわれた状態にあるといつてよい。社会不安は強まりこそすれ、弱まる気配はない。

●「行列」のゆくえ

オディンガ側が結果受け入れをいったん表明したこともあり、

二〇一三年の大統領選挙では武力紛争だけは回避された。しかし、現在でも当選したのは自分だったとの立場をオディンガは崩しておらず、オディンガから野党側は、次回大統領選挙が翌年に近づいた今年になって、新選管委員長とコミッションナー八名の総入れ替えがなければ次回総選挙を野党側がボイコットすると発言し始めた。

二〇〇七年、二〇一三年と続いた二度の「失敗」を経て、オディンガから野党側政治家だけでなく、とくに野党支持者の人々にとつて、選挙という手続きへの信頼は下がる一方だといつてよい。最新の世論調査でも、新選管による選挙への信頼は全国で四割と低いうえ、より深刻なのはその地域差である。野党支持者の多いケニア西部、東部、そしてインド洋沿岸地域(図1)で新選管への信頼度はとくに低い。一方で与党支持者の多い旧中央州と旧リフトバレー州では、新選管への信頼度はゆるぎなく高い。

しかもこの違いは、ほぼそのまま民族的分布に重なる。現在の野党側を率いるのはオディンガ(旧ニヤンザ州出身、ルオ人)、K・ムシオカ(旧東部州出身、カンバ

人)、M・ウエタングラ(旧西部州出身、ルヒヤ人)の三人であり、ルオ人、カンバ人、ルヒヤ人に属する人々がその主たる支持層である。一方現在の与党側を率いるのは、ケニヤッタ大統領(旧中央州出身、キクユ人)とW・ルト副大統領(旧リフトバレー州出身、カレンジン人)の二人であり、キクユ人とカレンジン人が現与党側の主たる支持層である。与野党の支持層が地域的・民族的な分布と重なり合う傾向は、一九九一年に民主主義的な選挙が実施されるようになって以来、強まる一方であり、そこに問題のさらなる根深さがある。

来年二〇一七年八月に予定される大統領選挙その他の国政選挙で、野党側の大規模な選挙ボイコットはあるのか否か。紛争の再発は防止できるのか。もしボイコットが実施されれば、それは民主化後のケニアでは初となり、選挙の暴力化との関連は現段階で未知数である。きわめて高い投票率と長い行列、整然とした投票・開票で知られたケニアの国政選挙だが、同様の選挙の風景が今後もみられるかどうか、情勢は予断を許さない。

(二〇一六年七月七日脱稿)

(つだ みわ/アジア経済研究所
アフリカ研究グループ)

《参考文献》

- ① European Union (EU) Election Observation Mission 2008, *Kenya Final Report: General Elections 27 December 2007*, EU Election Observation Mission.
- ② Commonwealth Secretariat 2013, *Kenya General Elections 4 March 2013: Report of the Commonwealth Observer Group*, Commonwealth Secretariat.
- ③ Long, James D., Karuti Kanyinga, Karen E. Ferree and Clark Gibson, "Choosing Peace over Democracy: Kenya's 2013 Elections," *Journal of Democracy*, 24 (3), 2013.
- ④ Ferree, Karen E., Clark C. Gibson and James D. Long, "Voting Behavior and Electoral Irregularities in Kenya's 2013 Election," *Journal of Eastern African Studies*, 8 (1), 2014.